

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和元年 10 月 30 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 6件

厚生年金保険関係 6件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1900206号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1900056号

第1 結論

- 1 請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成18年4月1日から同年3月1日に訂正し、同年3月の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

平成18年3月1日から同年4月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成18年3月1日から同年4月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

- 2 請求者のA社における平成22年8月1日から平成28年8月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成22年8月から平成23年3月までの標準報酬月額については26万円から34万円、同年4月から平成26年8月までの標準報酬月額については26万円から44万円、同年9月から平成27年9月までの標準報酬月額については26万円から50万円、同年10月から平成28年7月までの標準報酬月額については26万円から47万円とする。

平成22年8月から平成28年7月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成22年8月から平成28年7月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 その他の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和59年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成18年3月1日から平成28年8月1日まで

A社に係る資格取得年月日が平成18年4月1日と記録されているが、同年3月分の保険料が控除されていたと思う。また、標準報酬月額の記録が、控除されていた保険料額と比べて低い記録となっていると思うので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間のうち、平成18年3月1日から同年4月1日までの期間について、事業主から提出された請求者に係る賃金台帳（以下「賃金台帳」という。）により、請求者は当該期間においてA社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、平成18年3月1日から同年4月1日までの標準報酬月額については、賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額及び日本年金機構の回答から判断すると、26万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、平成18年3月に係る請求者の届出や保険料納付について、回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の取得年月日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

- 2 請求期間のうち、平成22年8月1日から平成28年8月1日までの期間について、賃金台帳、請求者から提出された給与明細書及び源泉徴収票により、当該期間の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額及び標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる月の報酬額に基づく報酬月額（以下「本来の報酬月額」という。）に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録により確認できる標準報酬月額を超えていることが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は本来の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、平成22年8月1日から平成28年8月1日までの期間に係る標準報酬月額は、賃金台帳、給与明細書及び源泉徴収票により認められる厚生年金保険料控除額から、平成22年8月から平成23年3月までは34万円、同年4月から平成26年8月までは44万円、同年9月から平成27年9月までは50万円、同年10月から平成28年7月までは47万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、平成22年8月から平成28年7月までの期間に係る請求者の届出や保険料納付について、回答が得られないが、当該期間について、賃金台帳、給与明細書及び源泉徴収票において認められる本来の報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と年金事務所で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、賃金台帳及び給与明細書において確認できる報酬月額を年金事務所に届け出ておらず、その結果、年金事務所は、請求者の平成22年8月から平成28年7月までの期間に係る訂正後の標準報酬月額に

基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 請求期間のうち、平成 18 年 4 月 1 日から平成 22 年 8 月 1 日までの期間について、賃金台帳及び給与明細書により、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と同額又は低額であることが認められることから、標準報酬月額の訂正は認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1900221号

厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1900058号

第1 結論

請求者のA事業所における平成24年12月10日の標準賞与額を83万7,000円に訂正することが必要である。

平成24年12月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成24年12月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和49年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成24年12月10日

A事業所から支給された賞与について、請求期間に係る標準賞与額の記録は保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっているが、当該賞与から厚生年金保険料は控除されていたので、調査の上、保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、A事業所から提出された請求期間に係る源泉徴収簿及び社会保険料控除内訳、年金事務所から提出された厚生年金保険被保険者賞与支払届、並びに他の従業員の平成24年12月分賞与に係る給料支払明細書により、請求者は、当該期間に同事業所から賞与の支給を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額より低い標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記源泉徴収簿の社会保険料等の控除額、社会保険料控除内訳及び上記従業員の明細書により算出できる保険料率による厚

生年金保険料控除額から、83万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成24年12月10日の賞与について、請求者に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和元年5月8日に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成24年12月10日の標準賞与額に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1900222号

厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1900059号

第1 結論

請求者のA事業所における平成24年12月10日の標準賞与額を55万円に訂正することが必要である。

平成24年12月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成24年12月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和54年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成24年12月10日

A事業所から支給された賞与について、請求期間に係る標準賞与額の記録は保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっているが、当該賞与から厚生年金保険料は控除されていたので、調査の上、保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、A事業所から提出された請求期間に係る源泉徴収簿及び社会保険料控除内訳、年金事務所から提出された厚生年金保険被保険者賞与支払届、並びに他の従業員の平成24年12月分賞与に係る給料支払明細書により、請求者は、当該期間に同事業所から賞与の支給を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額より低い標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記源泉徴収簿の社会保険料等の控除額、社会保険料控除内訳及び上記従業員の明細書により算出できる保険料率による厚

生年金保険料控除額から、55 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 24 年 12 月 10 日の賞与について、請求者に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和元年 5 月 8 日に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成 24 年 12 月 10 日の標準賞与額に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1900223号

厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1900060号

第1 結論

請求者のA事業所における平成24年12月10日の標準賞与額を52万8,000円に訂正することが必要である。

平成24年12月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成24年12月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和53年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成24年12月10日

A事業所から支給された賞与について、請求期間に係る標準賞与額の記録は保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっているが、当該賞与から厚生年金保険料は控除されていたので、調査の上、保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、A事業所から提出された請求期間に係る源泉徴収簿及び社会保険料控除内訳、年金事務所から提出された厚生年金保険被保険者賞与支払届、並びに他の従業員の平成24年12月分賞与に係る給料支払明細書により、請求者は、当該期間に同事業所から賞与の支給を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額より低い標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記源泉徴収簿の社会保険料等の控除額、社会保険料控除内訳及び上記従業員の明細書により算出できる保険料率による厚

生年金保険料控除額から、52万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成24年12月10日の賞与について、請求者に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和元年5月8日に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成24年12月10日の標準賞与額に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1900224号

厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1900061号

第1 結論

請求者のA事業所における平成24年12月10日の標準賞与額を56万3,000円に訂正することが必要である。

平成24年12月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成24年12月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和53年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成24年12月10日

A事業所から支給された賞与について、請求期間に係る標準賞与額の記録は保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっているが、当該賞与から厚生年金保険料は控除されていたので、調査の上、保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、A事業所から提出された請求期間に係る源泉徴収簿及び社会保険料控除内訳、年金事務所から提出された厚生年金保険被保険者賞与支払届、並びに他の従業員の平成24年12月分賞与に係る給料支払明細書により、請求者は、当該期間に同事業所から賞与の支給を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額より低い標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記源泉徴収簿の社会保険料等の控除額、社会保険料控除内訳及び上記従業員の明細書により算出できる保険料率による厚

生年金保険料控除額から、56万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成24年12月10日の賞与について、請求者に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和元年5月8日に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成24年12月10日の標準賞与額に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1900227号

厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1900057号

第1 結論

- 1 請求者のA社における平成27年11月1日から平成28年10月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成27年11月から平成28年9月までの標準報酬月額については18万円から28万円とする。

平成27年11月から平成28年9月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成27年11月から平成28年9月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における平成27年11月1日から平成28年10月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成27年11月から平成28年9月までの標準報酬月額については34万円とする。

平成27年11月から平成28年9月までの訂正後の標準報酬月額(上記1の訂正後の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和52年生

住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成27年11月1日から平成28年10月1日まで

請求期間について、国に記録されている標準報酬月額が実際の報酬額と相違している。給与明細書を提出するので、請求期間の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間について、請求者から提出された給与明細書(以下「給与明細書」という。)により確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額及び標準報酬月額の改定若しくは決定の基礎となる月の報酬額に基づく報酬月額(以下「本来の報酬月額」という。)に見合う標準

報酬月額、いずれもオンライン記録により確認できる標準報酬月額を超えていることが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は本来の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の平成 27 年 11 月 1 日から平成 28 年 10 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額については、給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、28 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 27 年 11 月から平成 28 年 9 月までの期間について、請求者の請求どおりの標準報酬月額に係る届出を行っておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成 27 年 11 月 1 日から平成 28 年 10 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間について、給与明細書並びに A 社から提出された平成 27 年分及び平成 28 年分の給与所得に対する源泉徴収簿により確認できる請求者に係る本来の報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額及び上記 1 の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を超えていることから、請求者の当該期間に係る標準報酬月額を平成 27 年 11 月から平成 28 年 9 月までは 34 万円に訂正することが必要である。

なお、当該期間の訂正後の標準報酬月額（上記 1 の訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。